

年金のはなし

納めた国民年金保険料は 全額が社会保険料控除の 対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成29年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金



保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。（平成29年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないよう、きちんと納めましょう。

詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050)またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

保健福祉課戸籍担当
電話 56-2123

困ったら 1人で悩まず 行政相談

特設行政相談所のお知らせ

ご相談は無料・秘密は守ります

行政相談委員は、毎日の暮らしの中で生じる国や特殊法人への苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

◆日時・場所

10月20日（金）

9時～12時 トナムコミュニティセンター

14時～17時 占冠村コミュニティプラザ

◆占冠村担当行政相談委員

五十嵐 正子（電話56-2545）



◆ご利用ください 行政苦情110番

おこまりなら まる まる くじょう ひゃくとうばん

0570-090110

※最寄りの総務省の行政相談窓口につながります（通話料がかかります）

解決事例をパネル展で紹介します！

担当地域の住民の声に応じて処理した行政相談事案の「解決事例」をパネル展示しました。事例をわかりやすい写真で見ることが出来ます。

この機会にぜひご覧ください。地域の皆様からの苦情や要望などを受付しております。

○場 所 占冠村コミュニティプラザ □ビー内

○展示期間 10月2日～20日

■お問い合わせ先 総務課総務担当 電話 56-2121



防災の日

9月1日は国民が災害についての認識を深め、地震や台風、豪雨などへの準備をする「防災の日」です。この「防災の日」を含める8月30日～9月5日を防災週間として、防災に関する講演会、防災訓練、防災功労者の表彰が全国各地で行われます。

占冠村では、9月1日に占冠村水害避難訓練を行いました。今年の訓練想定は、台風の影響で18時に鵠川の水位が上昇し、今後も増水が予想されるため、避難勧告を発令し占冠中学校に避難させるというものでした。

救急出場状況 (8月分)

| | | |
|------|------|--------|
| 交通事故 | 4件 | (3人) |
| 一般負傷 | 3件 | (3人) |
| 水難 | 1件 | (1人) |
| 転院搬送 | 1件 | (1人) |
| 急病 | 9件 | (7人) |
| 8月計 | 18件 | (15人) |
| 累計 | 157件 | (145人) |

※ ()内は搬送人員



昨年の隣町で起きた南富良野町の水害もあり、村民の皆様も水の怖さを十分に理解していると思います。自然の力には人間はかないません。災害時には、いち早く避難できるかが重要です。

災害時に村民の皆様が迅速に避難できるように、富良野消防署占冠支署、占冠消防団、占冠村役場は、村民の皆様の防火意識の向上をめざし、いつ起こるか予測ができない、起こりうる災害に備え、今後もこのような訓練を行ってまいります。

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119

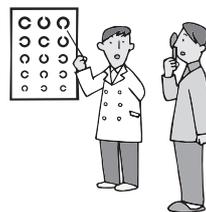
冬の準備をお早めに！ 目の健康維持に視力検査を！

峠などの山間部では、早朝や夜間に路面が凍結している可能性が考えられます。タイヤやワイパーなど、早めに交換をお願いします。運転感覚も冬型に切り替えていかなければなりません。早めのブレーキ、長めの車間距離、早めのライト点灯を心がけましょう。橋の上、トンネル、山間部やカーブなどスリップ事故が発生しやすい場所には、十分注意して運転しましょう。

■夜間の歩行者事故を防ぎましょう！

日没が早まり、薄暮・夜間における事故の発生が心配される時期となりました。夜間の歩行者事故を防止するためには、車通りが少ない場所であっても決してスピードを出し過ぎないよう心がけることが大切です。また、対向車や前車がない場合、ハイビーム走行を基本とし、横断する歩行者や前方の危険をいち早く察知できるように努めましょう。歩行者の皆さまにおかれましても、外出の際は目立つ服装をする、反射材を身に付けるなど、

視力検査で
目の健康状態を確認
しましょう！



事故に遭わないように対策をしましょう。

■目の健康に留意！

交通事故の原因の多くは安全不確認や脇見運転、動静不注視などの視覚認知のミスで占められています。運転中に必要な情報の大半は目から取り入れていると言われており、状況確認は見ることに依存していると言っても過言ではありません。

また、免許申請や更新時の基準視力は片方の裸眼で0.3以上、両眼で0.7以上とされていますが、これはあくまで最低限の水準です。加齢等による影響で、更新時より見えにくくなっていると感じたら、放置せず眼科や眼鏡店で視力を調べて矯正するようにしましょう。見えにくいと感じていながら放置すると、歩行者の見落としや危険に気づくのが遅れ、思わぬ事故を誘発する危険がありますので注意しましょう。

10月10日は「目の愛護デー」です。パソコンやスマホの普及に伴い、目を酷使する状況が当たり前のようになっていきますが、目の健康を考える良い機会ですので、ドライアイの皆さまにおかれましても、この機会に視力検査を受けられてはいかがでしょうか。

交通安全 SAFTY DRIVE